



かつてそれぞれの地域には、その地域の信仰の対象となった神々がいました。森の精霊が棲む深い森とともに。高度成長とともに森は切り拓かれ、人々は鍬や鋤を鞆に持ちかえて暮らしを変え、神々も暮らしのなかから消えて行きました。

奄美の島々では、昭和30年代まで、それぞれの集落に、ユタと呼ばれる祭祀を司る巫女がいました。ユタは、神社も寺社もない村々で女性が代々命の誕生を祝い、豊作を祈り、集落に暮らす者とそれに連なる者たちの一年の無事を祈願していたのです。母系的なシャーマニズム信仰が日々の暮らしに根を張り、密やかにしかしある種の力強さをもって息づいていたのでした。

たぶん当時少年や少女だった者たちの記憶を辿れば、「アシャゲ」と呼ばれる集う処で老人や大人たちに混じってユタと呼ばれる巫女に出会った情景が、共に祈った情景が甦ってくるでしょう。

この夏、奄美のユタ神様が戻ってきます。圧倒的な奄美の大自然とともに。河瀬直美監督作品「2つ目の窓」は、集落でユタと呼ばれる巫女を母に持つ少女と少女の眼差しの向こうにいる少年の物語です。「命のつながりや人と自然との共存、生と死」が奄美の大自然のなかで描かれています。河瀬直美監督は、祖母が奄美市笠利町用安の出身であることを知って島に通い始めたのだといいます。その最終盤の撮影現場にたまたま居合わせて、この映画の上映を楽しみにしてきました。「人生を全うしたとき開かれる」といいます。ユタ神様からの贈り物、ぜひご鑑賞ください(第67回カンヌ国際映画祭コンペティション部門出品作品)。

暑い夏、皆様のご多幸をご祈念申し上げます。

※「 」は、同作品のHPから。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 室谷悠子

弁護士 増田浩之

弁護士 齊藤優摩

弁護士 杉田峻介

客員弁護士 大櫛和雄

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 正込健一朗／事務局一同

裁判員裁判を経験して

弁護士 齊藤 優摩



意図が正確に伝わるように説明しなければなりません。

たとえば、裁判員裁判の最初では、弁護側と検察官側から「冒頭陳述」という手続きがなされます。この手続きでは、まず、検察官側から見た、本件犯罪事実のストーリーが語られ、次に、弁護側から見た、本件犯罪事実のストーリーが語られます。これを見聞きすることによって、事案と争点がどのような点にあるのかわかるようになります。

この冒頭陳述で重要となるのは、なるべくわかりやすく伝え、なおかつ、本件事案がどのようなものであったかを印象づけることです。今回私が担当した裁判員裁判では、私がこの冒頭陳述を行いました。具体的には、A3サイズの紙に「冒頭陳述メモ」と題する書面を作成し（その書面には、本件で特に問題となっている点に対する弁護人側の考えや特に聞いてほしいポイントなどを記載しました。）、それを裁判員の方々に見てもらいながら、話を聞いてもらうこととしました。他にも、話す際にも、聴き取りやすい声の速度・大きさで、なおかつ、なるべく裁判員の方々の目を一人ずつ見ながら話すように心掛けるなど、色々工夫しています。

また、現在の裁判員裁判では直接主義を重視する傾向にあります。直接主義とは、捜査段階で作成された供述調書（犯罪事実に関して被告人や被害者の方などが話をしたことが記載された書面）を検察官等がただ読み上げるのではなく、証人に実際に法廷で証言をしてもらって、直接それを見聞きすることです。今回の裁判員裁判でも、被害者の方や共犯者、被告人自身など全員に直接法廷でお話し頂くこととなりました。この手続きを「証人尋問」「被告人質問」と言います。このような直接主義を重視する流れになったのは、裁判員の方々がただ書面を読み上げられただけでは事案の把握が困難だからです。つまり、直接目の前で被害にあったときの状況や犯行に及んだ経緯などを話してもらうことによって、書面だけでは無味乾燥だった事案の内容等が把握しやすくなるというメリットがあります。もちろん、この要請にも弊害があって、被害者の方々が法廷で証言をしなくてはいけなくなりますので、今後も良い面・悪い面のバランスを見ながらどの

ような審理計画にしていくのか決まることになると思います。

最後には、検察官側より「論告求刑」、弁護人側より「最終弁論」が行われます。これは、今までの審理で出てきた証拠や証言がどういったもので、どのような評価ができ、どのような結論になるのか、それぞれの立場で最後に話をする場となります。この際も、冒頭陳述と同じように説得的に話をする必要があります。

そして、裁判員の方々には、冒頭陳述や証人の証言、被告人質問等を見聞きして、一定の判断をして頂かなければなりません。このような判断を決める過程を「評議」と言います。評議には、我々弁護士・検察官は立

ち会うことはできず、裁判員と裁判官だけで意見交換・議論がなされ、判断が決められることとなります。

以上のように、裁判員裁判は、様々な面で裁判員にわかりやすくするための工夫がなされています。裁判は専門的用語ばかりで、早口で何が言いたいかわからないのではないかと思っている方もいるかもしれませんが、皆様におかれても、いつか裁判員に選ばれる可能性があり、実際の裁判では、さらに様々な説明等がなされ、今までの先例等に拘わらず、一般的感覚を用いて判断をしやすくなっていますので、裁判員裁判に参加する機会があった際には、是非参加なされてみてはいかがでしょうか。



しょうもり
弁護士 正込 健一郎

この原稿を書いている6月現在、奄美はまだ梅雨の真っただ中です。湿度の高さはまるで水の中で息をしているような気分になります。先月予定していた沖永良部島での巡回相談が天候不良のため飛行機が欠航となり延期、今月再度設定した日程でも、また欠航となって、利用者の方々には申し訳ない気持ちでいっぱいです。天候ばかりはどうにもならないとはいえ、2回連続は痛いですね。ズレにズレて7月に再々度開催することになりましたが、その頃には梅雨も明けて問題なく飛行機が飛ぶことを祈っています。

さて、この巡回相談ですが、現在沖永良部島の和泊町と知名町、徳之島の徳之島町と伊仙町で行っています。名瀬支部管内の有志の弁護士が4人交代で年に3~4回巡回しています。私が奄美に来た時点では、唯一和泊町だけで実施されていましたが、その後、順次現在の規模まで拡大してきました。基本的に消費者行政の予算で賄われているので、どの市町村でも実施できるはずなのですが、必要性がないと思われるのか、未実施の町が喜界島の喜界町、徳之島の天城町そして与論島の与論町と3町残っています。与論町については、年2回ボランティアで無料相談会をしている弁護士がいますが、喜界町と天城町については何ら手当てできていません。



これら未実施の町にどうアプローチしていくのが今後の課題ですが、正面から申し入れても断られており、次の手を打てずにいる状況です。与論町は法律相談会自体は実施されているようなので、あとはそこにどう予算を付けてもらえるかが鍵となります。利用者の声が広まれば行政も動くと思いますので、まずは現在実施されている町での相談を少しでも充実させていきたいと考えています。全島全町制覇目指してがんばります。



暑中お見舞い 申し上げます



弁護士
津田 浩克

先人に学ぶ

この夏、偶然、第二次世界大戦中リトアニアのカウナスに領事代理として赴任していた外交官杉原千畝が発給した査証(ビザ)を目にする機会がありました。1940年カウナスの領事館にはビザの発給を求めて連日ユダヤ人避難民が多数押

し寄せていました。杉原は、ビザの発給要件を具備しているか否かにかかわらず、ユダヤ人避難民を逃れさせるために連日ビザを発給し、数千人の命を救ったと言われています。外務省の訓令に反して発給を決断し、実行した杉原は「どのような形で他の人々と違っていただけでしょうか。フランスの収容所を脱出し、1940年にアメリカに亡命したドイツ系ユダヤ人ハンナ・アーレント(政治哲学者)の言葉を借りて言えば、そのときそうせうに見殺しにするような「自分とともに生きていることができないと考えたから」*なのでしょう。置かれた状況のなかで自分の頭で考え、判断し、自分という存在と「仲違いせず生き」ることの意味を改めて考えさせられた次第です。

*ハンナ・アーレント「責任と判断」(筑摩書房)から。



弁護士
原 正和

ワールドカップ

サッカーの世界カップは、残念ながら、一次リーグで敗退という結果に終わってしまいましたが、来年イングランドで開催されるラグビーワールドカップには大いに期待しております。ラグビー日本代表は、最近、エディ・ジョーンズヘッド

コーチのもと、これまでなかなか勝てなかった海外の強豪との試合に勝つようになってきており、2014年7月時点の世界ランキングは、過去最高の10位となっています。来年の世界カップでも、その活躍が期待出来ると思います。実は、今から15年以上も前のことになりましたが、大学ラグビー部の夏合宿で、エディ・ジョーンズ



弁護士
増田 浩之

30代のパスポート

「今年で30しとるケのケ。*」明石家さんまさん演じる怪人しとるケの名ギャグです。さんまさんはこの時29歳ですが、いわずもがな既に日本の大スターになっていました。

「20代頑張らない奴は、(30代の)パスポートもらえないんだよ。**」(括弧内筆者)とはロックスターの矢沢永吉さんが29歳の時に言った名言です。矢沢さんもこの時既にサクセスを収めていました。

私は、今年の8月で30歳になります。最近ではあまり意識されなくなったように思いますが、20代から30代への突入に際し、昔はもっと大きな壁があったように思います(大スターと凡人を比べてはいけません)。私は30代のパスポート申請を受理してもらえるでしょうか、自問する日々です。

*「オレたちひょうきん族」(明石家さんま。1981年-1989年)より

**「RUN & RUN」(矢沢永吉。1980年)より



弁護士
正込 健一郎

半歩遅れの新刊案内

今回は何かと話題の集団的自衛権に関する、松竹伸幸『集団的自衛権の深層』(平凡社新書)をご紹介します。とある会で集団的自衛権について講演することになり、慌てて読んだ10数冊の中の一冊です。国連憲章の成立背景から、冷戦期の集団的自衛権行使の歴史をたどり、

集団的自衛権が「違法な侵略の代名詞」になった経緯をコンパクトにまとめています。国際法の世界における集団的自衛権についても詳しく触れられており、地に足のついた議論が展開されています。現状、政治の文脈で語られがちな集団的自衛権ですが、きちんとした歴史認識に基づいて考えていくことの重要性を示す良書です。新書でさらっと読めるので、ご一読をお勧めします。



弁護士
杉田 峻介

仕事のアイテム

入所して半年ほどが経ちましたが、この間とても幅広い種類の案件に携わらせていただき、日々多くのことを学んでいます。

仕事のスケジュール管理には「弁護士手帳」を使う人が多いのですが、私はどうもこれを使いこなせず、結局システム

手帳を使っています。手帳のバインダーを新調しようと文具店等



弁護士
池田 直樹

トーキョキキク?

西宮市仁川に螢が飛び交う6月初旬、深夜帰宅する川沿いの道に、ホトトギスの声が響いた。甲山の森林公園に続く闇に「トッキョキョカキョク」の音がこだまする。繁殖期のオスがメスを求めて夜鳴きをするらしい。福山雅治のCM「ほどどぎす明日はあの山超えていこう」(山頭火)の連想から故郷に想いはハイキング。子規(ホトトギス)も山頭火も松山所縁の人であり、故郷に不如帰(ホトトギス)の人生だった。幸福にも行き来できる私は「里山資本主義」に共鳴し、エヒメにも貢献もしていきたい。全国の田舎がしっかり羽ばたけば一極集中の「東京危機、効ク」ははずである。



弁護士
室谷 悠子

産休のごあいさつ

6月初めより産休をいただいています。生まれ育った街である尼崎への引っ越しもすみ、ぼちぼちと子育ての準備も進めています。

初めての出産なので不安はいろいろありますが、経験がないことは恐さを知らないといういいこともあり、今は、のんびり穏やかな気持ちで日々を過ごしています。

臨月に入り、今にもはちきれそうなお腹を見ながらこんなに



弁護士
齊藤 優摩

虎と龍

甲子園球場で阪神・中日戦を見ました。最初に甲子園球場に着くと、一面黄色の阪神ファンで、中日ファンはどこにいるのかわからない状態に圧倒されました。さすが関西。甲子園球場の中に入っても、一面黄色で、地鳴りのような声援にまた圧倒。阪神ファンのすごさと一体感を知りました。試合自体はなかなか点が入らず、結局阪神が負けてしまいましたが、初めて生で野球を見た私は、また見に行きたいなあと思いました。それと同時に、こうやって大阪に徐々に染まっていき、気づいたら、阪神グッズに身をくめるんだ状態? になっていくんだらうなあと思う日でした。

を回ったのですが、気に入ったものが見つからず、ネットで評判のよい店に注文したところ、サイズ調整やベルトの仕様変更などのオーダーにも応じて下さり、とても満足できるものが手に入りました。届いたバインダーは丈夫で質感がとても良く、その上価格は同等の既成品よりもずっと安かったので、その店の方々の職人技とサービス精神に感動しました。

本皮製の手帳なので、毎日使い込んで艶のある色になるのを楽しみにしつつ、仕事を頑張っていきたいと思っています。



弁護士
岩本 朗

マラソン三昧

30代後半に走り始めた際、45歳までにフルマラソンを4時間以内で完走するという目標を立てました。既にフルマラソンは7回走っていずれも完走しましたが、未だに4時間を切る事ができません。市民ランナーの世界では、サブフォー(4時間切り)を達成してようやく一人前の市民ランナーとされているようですので、残念ながら、私はまだ一人前ではありません。今年私は45歳になり、目標達成のラストイヤーです。10月の大阪マラソンと12月の奈良マラソンにいずれも当選することができましたので、いずれかのレースでサブフォー達成を何とか実現したいです。

大きく成長した胎児が出てくるのだから人の身体は不思議なものだと考えたり、まだどこか他人事のような自分もいます(6月28日現在)。

出産後もしばらくお休みをいただく予定で、皆様にはたいへんご迷惑をおかけしますが、出産は女性を強くするとも言いますので、またパワーアップをして皆様のお役に立てればと思っています。



客員弁護士
大槌 和雄

集団的自衛権について

私は憲法第9条の解釈から、集団的自衛権が認められるとは思いません。閣議決定で憲法解釈についての意見を統一したところで、それは当該内閣での内部的合意に過ぎません。別の内閣ができれば、別の解釈を示すことも可能です。

当該閣議決定に基づき、法律が改正されるときに、憲法に反しないか否かは、国会で議論することになります。改正後の法律が適用され、その結果具体的事件として訴訟で争われるときに、当該法律条項が違憲か否かは、最終的には最高裁判所が判断することになります。これが、現行憲法体制での憲法解釈になります。

しかし、最高裁での合憲か違憲かの判決も判例変更で変わることもあるのです。

結局、憲法解釈の最終の決定権者は、主権者である国民にあります。このことは、憲法改正には国民投票が必要なことから、明らかです。

憲法解釈の名目で、憲法改正をすることは、憲法の持つ全国家機関を拘束する憲法の規範性が軽視されており、この事の重大性を認識すべきだと思います。

世論調査で、判らない、とか、どちらとも言えない、とか、答える人が多いことを、私は残念に思います。

閣議決定を機縁に、憲法第9条が多数の犠牲者に対する鎮魂と平和の誓いであったことを、再確認すべき夏になりました。

近況のご報告



洪 勝吉

証券取引等監視委員会に向向して約半年が過ぎました。私の配属先は、主に上場会社を対象とする開示検査を行う部署です。

金融商品取引法では、株式等の有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うことができるよう、有価証券届出書や有価証券報告書といった各種

開示書類の提出を発行会社などに義務付けています。開示検査は、粉飾決算などにより正確でない企業情報が開示されることを抑止するために、上場会社などに対して、帳簿書類などの物件の立入検査等を行うものです。

開示検査の結果、開示書類に重要な虚偽記載が認められた場合には、課徴金と呼ばれる制裁金の納付命令勧告などを行うこととなります。

平成25年度の開示検査では、金額にして総額10億円を超える課徴金納付命令勧告を行っています。

入所ごあいさつ



弁護士 増田 浩之

はじめまして。弁護士の増田浩之と申します。今年の2月からあすなる法律事務所にて執務を開始いたしました。最近、企業内弁護士という言葉がニューズ等で目にする機会が増えてきました。私も、あすなるに入所するまでは企業内弁護士として、企業の

法務部で働いていた「元」企業内弁護士です。まだまだ稀有な存在ですが、企業内部にいたからこそ得られた経験がいくつもあります。私にしか伝えられないことがきっとあるはずだと思い、その経験で皆様のお役に立てるよう日々頑張っ

てまいりたいと思います。それぞれが私を育ててくれた前の会社や今現在私を育ててくれているあすなる、そして皆様への恩返しになるはずだと信じています。

「奄美観光桜マラソン」に参加しました

弁護士 杉田 峻介

2月2日、奄美大島で開催されたマラソン大会「奄美観光桜マラソン」にあすなる法律事務所のメンバーが参加しました。

大会には、奄美の在住者を中心に、島外の参加者も含め、1600人以上が参加していました。

あすなるからは、原弁護士がハーフ(21.5km)、池田弁護士・齊藤弁護士・杉田が10km、津田弁護士・正込弁護士が5km、事務局の池田(大阪事務所)・出村(奄美事務所)が3.5kmに出場しました(マラソン参加企画者の岩本弁護士は都合により参加できず)。

コースは、島の北東部、奄美市笠利町の太陽が丘総合運動公園を出発して海に近いエリアを走る形です。

まだ2月だというのに桜の咲く陽気の中、さとうきび畑の続く道を走るのはとても爽快でした。

地元の方々
がエイドス
テーションで
飲み物や食べ
物をくれたり、
沿道で太鼓を
叩いて応援し
てくれたり、
大きな象の着
ぐるみを来て
走っている人
がいたり、ご
当地マラソン
ならではの
楽しさもあり
ました。



結果は、原弁護士が風邪をひきながらも347人中49位、津田弁護士が216人中37位と好成績を収めたほか、杉田が273人中7位に入賞しました。

当日は地元の医院の名前の入った服を着て走っている人もいたので、来年は、「あすなる」の名前の入ったTシャツを作って出場するという案も出ています(笑)。

次回はよりたくさんのメンバーで参加予定です!



日本環境法律家連盟

本年4月から、JELF大阪支部はJELF関西支部に名称が変わりました。大阪にとどまらず関西一円に活動を拡大していきたいと考えていますので、一層のご支援・ご支援のほどよろしくお願いいたします。

夏期休暇お知らせ



誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏期休暇とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◆大阪事務所：8月14日(木)～8月15日(金)

◆奄美支所：8月7日(木)～8月8日(金)